

○えびの市キャッチコピー使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、えびの市キャッチコピー（以下「キャッチコピー」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャッチコピー」とは、市が定めたキャッチコピーの基本デザイン（別図）及び市が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(権利の帰属)

第3条 キャッチコピーに関する一切の権利は、えびの市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第4条 キャッチコピーを使用する者は、あらかじめえびの市キャッチコピー使用申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) えびの市及びえびの市が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) えびの市内の自治公民館等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。
- (5) えびの市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (6) その他市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、えびの市キャッチコピー使用（内容変更）承認通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 キャッチコピーの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過した日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャッチコピーの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 原則として、定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャッチコピーのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 承認を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難である場合については、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめえびの市キャッチコピー使用変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、えびの市キャッチコピー使用（内容変更）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、えびの市キャッチコピー使用承認取消通知書（別記様式第4号）をもって通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認にかかるキャッチコピーを使用してはならない。
 - 4 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損失補償等の責任)

第11条 市長は、キャッチコピーの使用に起因する損失補償等について、責任を一切負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャッチコピーの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

えびの市キャッチコピー使用申請書

[別紙参照]

様式第2号（第5条、第9条関係）

えびの市キャッチコピー使用承認通知書

[別紙参照]

様式第3号（第9条関係）

えびの市キャッチコピー使用変更申請書

[別紙参照]

様式第4号（第10条関係）

えびの市キャッチコピー使用承認取消通知書

[別紙参照]

別図（第2条関係）

霧島山の
めぐみめぐる
えびの

山と水、米と肉。温泉と四季のまち。